

市街地への農薬散布に対策 環境省



環境省は14日、住宅地に近接した農地や市街地の街路樹管理などで散布される農薬について、周辺住民への健康被害を防ぐために安全対策を強化する方針を決めました。

住民の健康への影響を調査し、大気中濃度の指針値の設定などを検討します。化学物質過敏症やアトピー性皮膚炎など、身近な化学物質の影響に関心が高まっていて、農薬使用に関する規制強化が必要であると判断されたものです。

安全対策を策定するために、学識者による検討会を設置し、2005年度から5年計画で取り組みます。計画では、都市近郊の農地などで散布された農薬がどの程度拡散しているか、大気中濃度を測定し住民の健康被害の可能性があると判断された場合は、散布後の周辺大気の農薬濃度について指針値が設定されます。

資料:2005年1月14日付 共同通信

受注管理箇所 尾崎 将道

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

